

船舶事故調査報告書

令和元年12月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和元年6月2日 13時27分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港 鳥取港灯台から真方位149°500m付近 （概位 北緯35°32.3′ 東経134°11.2′）
事故の概要	漁船 ^{すえひろ} 末広丸は、係留地に向かって南進中、防波堤に衝突した。 末広丸は、船長及び甲板員が負傷し、船首部外板に破口等を生じ、防波堤は、コンクリートブロック部に欠損を生じた。
事故調査の経過	令和元年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 末広丸、4.7トン TT3-7982（漁船登録番号）、個人所有 11.85m（Lr）×3.08m×0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和63年5月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月19日 免許証交付日 平成28年7月4日 （令和3年7月3日まで有効） 甲板員 男性 65歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）、軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に破口及び亀裂 防波堤 コンクリートブロック部に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、さざえ漁の目的で、令和元年6月2日07時00分ごろ鳥取港鳥ヶ島西方沖の漁場に向け、同港 ^か 露岸壁の係留場所を出発した。 本船は、13時過ぎに漁を終えて帰航することとし、船長が操舵室右舷側に立って手動操舵により操船に当たり、甲板員が同室左舷側に立ち、鳥取港の第3防波堤北端を過ぎて右転し、水路中央を南進し

	<p>た。</p> <p>船長は、船首死角を補う目的で、船首を振って船首方の状況を確認したところ、ふだん水路両側にいることが多い貨物船や漁船がいなかったので安心し、甲板員と雑談をしながら、約8ノットの対地速力で航行していた。</p> <p>船長は、ふだん、‘鳥取港千代岸壁第3バースと第4バースの間の角部’（以下「本件角部」という。）を左舷船首方約45°に見た際に係留場所に向けて左転していたところ、本件角部を左舷方ほぼ正横に見た。</p> <p>船長は、左転時機が遅れたことに気付いて船首方を見たところ、本件角部の南西方に位置する岩場（以下「本件岩場」という。）が間近に見え、慌てて左舵一杯とした。</p> <p>船長は、13時27分ごろ本件岩場を右舷方に見る状態となって本件岩場への衝突を避けることができたと思った瞬間、船首方に大きな衝撃を受け、本件岩場東端から北東方に延びる防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突したことを知った。</p> <p>船長及び甲板員は、衝突の衝撃により、操舵室前部に身体を打ち付け、甲板員はその反動で、操舵室左舷側後部に設けられた機関室出入口から機関室に落下し、主機ファンベルトに右腕等を接触させた。</p> <p>船長は、すぐに主機を停止し、本件防波堤上で釣りをしていた人に救急車の要請と海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>船長及び甲板員は、本船が第3防波堤北端付近まで流されたころ、来援した巡視艇に救助され、救急車で病院に搬送され、船長は胸腹部打撲傷、頭部打撲傷及び顔面打撲傷と、甲板員は右前腕多発挫滅創、右膝挫創及び右下^{たい}腿擦過創とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真2 本船、写真3 本事故発生場所付近の状況、写真4 本件防波堤の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本件防波堤の存在は知っていたものの、船首方の本件岩場を避けることに意識が向いていたので、本件防波堤が見えなかった。</p> <p>船長は、本件岩場を間近に見て慌ててしまい、左舵一杯を取ることはしなかったが、併せて主機を後進にかければよかったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、操舵室左舷側後部に機関室出入口が設けられていたが、扉はなく、常に開放された状態であった。（写真1参照）</p>



写真1 操舵室左舷側後部及び機関室の状況

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

本船は、鳥取港内の水路を南進中、船長が、船首方に他の船舶がおらず、気が緩んで甲板員との雑談に意識を向けて航行していたことから、転針予定場所を通過したことに気付かず、本件岩場を間近に見て左舵一杯としたものの間に合わず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。

船長は、本件岩場を間近に見て慌てたことから、左舵一杯としたのみで、後進をかけて速力を落とすことに考えが及ばなかったものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、鳥取港内の水路を南進中、船長が、船首方に他の船舶がおらず、気が緩んで甲板員との雑談に意識を向けて航行していたため、転針予定場所を通過したことに気付かず、本件岩場を間近に見て左舵一杯としたものの間に合わず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、港内を航行中は乗組員等との雑談を控え、操船に専念すること。
- ・ 船長は、衝突を避ける際には、転舵のみならず、速力を落とす措置もとること。
- ・ 船長は、機関室出入口に扉を設置し、必要時を除き、閉鎖しておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

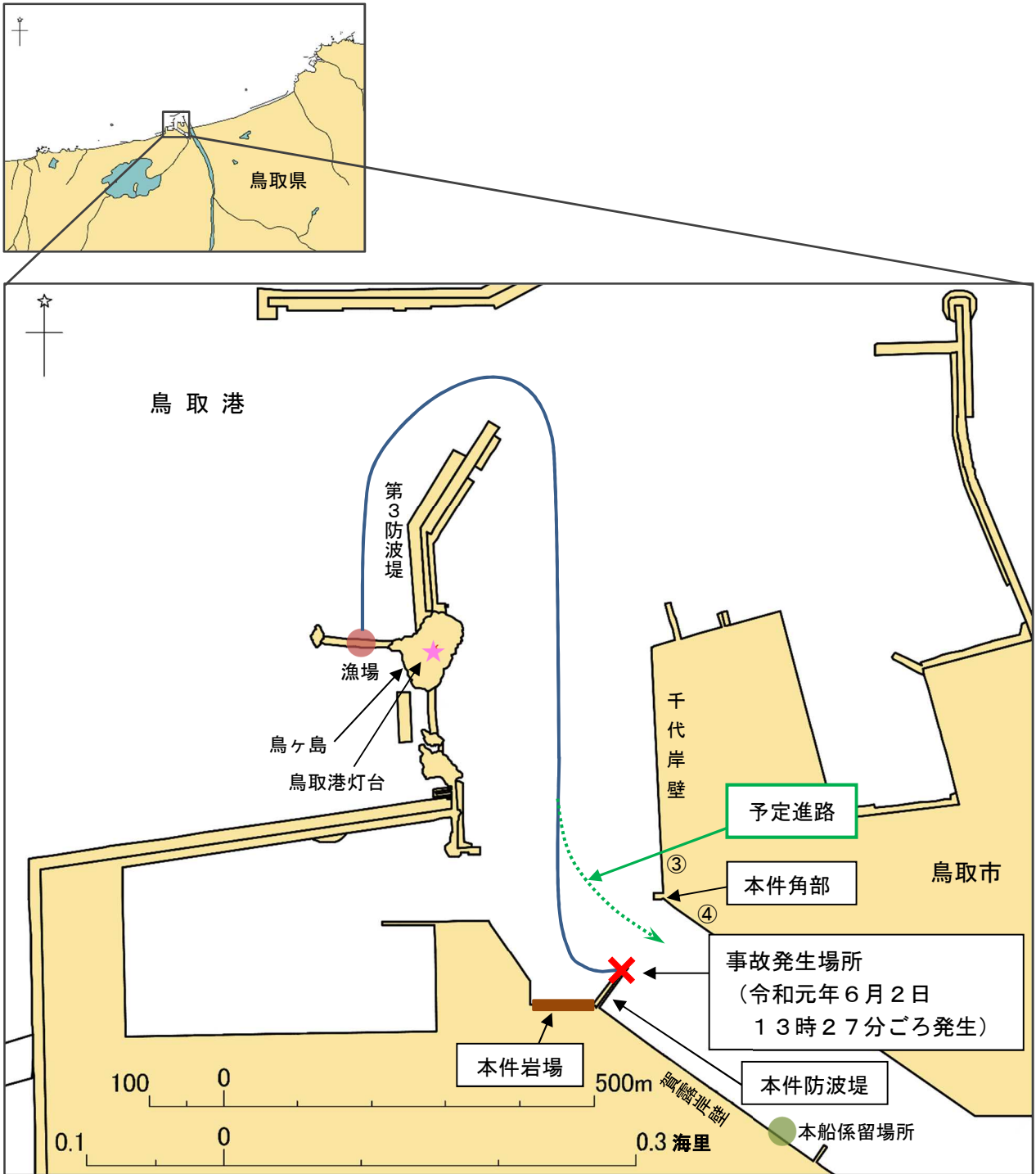


写真2 本船



写真3 本事故発生場所付近の状況



写真4 本件防波堤の損傷状況

